

第172回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月21日（火曜日）午前10時

開催場所 東京都中央区晴海一丁目8番12号
晴海アイランド トリトンスクエア
オフィスタワー Z棟 15階
株式会社カナデン 本社会議室

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件

目次

第172回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

株主各位

証券コード 8081
2022年6月6日
〒104-6215 東京都中央区晴海一丁目8番12号
トリトンスクエアZ棟

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本橋伸幸

第172回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第172回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁の『議決権行使等のご案内』に従って、2022年6月20日（月曜日）当社営業時間の終了時（午後5時35分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	2022年6月21日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー Z棟 15階 株式会社カナデン 本社会議室 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第172期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第172期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役8名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」②事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」④計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- なお、本招集ご通知に記載されている提供書面は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎ 招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類並びに計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト (<https://www.kanaden.co.jp>)

新型コロナウイルス感染防止への対応について

- 株主総会へのご出席をお考えの株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- 株主総会の議決権行使につきましては、書面またはインターネットにより事前に行使いただく方法もございますので、併せてご検討ください。
- ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用及びアルコール消毒液のご使用にご協力をお願い申し上げます。
- 体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



議決権行使等のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月21日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時35分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月20日（月曜日）
午後5時35分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX年XX月XX日

株主日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1: _____
2: _____

ログインQRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

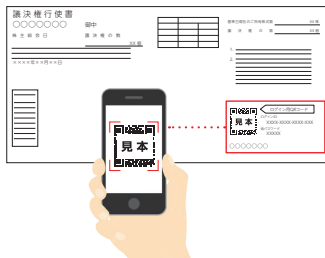
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

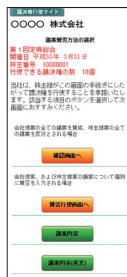
議決権行使書紙の右下に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

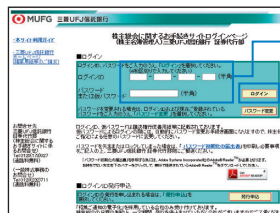
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

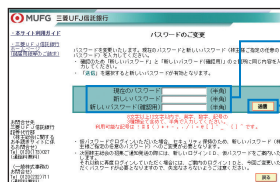
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 第2条（目的）の変更

当社の事業内容の多様化に対応するため、目的事項の追加を行うものであります。

(2) 第13条の変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (条文省略) <新 設> 13. (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。 1. ~12. (現行どおり) 13. <u>広告業</u> 14. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類・事業報告・計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p><削 除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u> 1. <u>定款第13条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）は任期満了となりますので、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	本橋 伸幸 <small>もとはし のぶゆき</small>	取締役社長 (代表取締役)	再任
2	守屋 太 <small>もりや ふとし</small>	常務取締役 (関西支社長並びに支店担当)	再任
3	井口 明夫 <small>いぐち あきお</small>	常務取締役 (事業統括室長並びに事業部及びソリューション技術本部担当)	再任
4	永島 義郎 <small>ながしま よしろう</small>	取締役	再任 社外 独立 指名報酬
5	伊藤 弥生 <small>いとう やよい</small>	取締役	再任 社外 独立 指名報酬
6	今戸 智恵 <small>いまだ ともえ</small>		新任 社外 独立 指名報酬
7	森 寿隆 <small>もり ひさたか</small>	取締役 (九州支店長)	再任
8	三枝 裕典 <small>さいぐさ ひろのり</small>	取締役 (管理部門担当)	再任 指名報酬

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

指名報酬

指名・報酬諮問委員会

候補者
番号

1



再 任

候補者
番号

2



再 任

も と は し の ぶ ゆ き

本 橋 伸 幸

(1957年12月31日生)

所有する当社の株式数……53,157株
在任年数……………7年
取締役会出席状況……………11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 当社入社
2013年6月 当社執行役員F A事業部長
2015年6月 当社取締役F A事業部長
2016年6月 当社代表取締役社長
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

本橋伸幸氏は、2016年の代表取締役社長就任以来、当社の技術力強化や海外事業の拡大など企業価値向上に繋がる新たな事業基盤の創出をけん引しております。また、著しく変化する外部環境の中でも、卓越した見識とリーダーシップをもって指揮をとっており、当社の持続的な発展には同氏が経営手腕を発揮することが適切であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

も り や ふ と し

守 屋 太

(1962年9月25日生)

所有する当社の株式数……17,555株
在任年数……………2年
取締役会出席状況……………11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1986年4月 当社入社
2016年4月 当社F A事業部副事業部長
2016年6月 当社執行役員F A事業部長
2020年4月 当社執行役員関西支社長
2020年6月 当社取締役執行役員関西支社長
2021年6月 当社常務取締役執行役員関西支社長並びに支店担当
2022年4月 当社常務取締役関西支社長並びに支店担当
(現在に至る)

重要な兼職の状況

テクノクリエイト株式会社取締役、株式会社カナデンテレシス代表取締役

取締役候補者とした理由

守屋 太氏は、長年にわたり当社の主力事業であるF Aシステム事業に携わり、事業責任者として国内・海外における豊富な経験と幅広い知見を有しております。その知見と手腕をもって、当社の成長分野の拡大に寄与しており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3



再任

候補者
番号

4



再任

社外

独立

指名報酬

い ぐ ち あ き お
井 口 明 夫 (1957年11月4日生)

所有する当社の株式数…… 20,783株
在任年数…… 4年
取締役会出席状況…… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 三菱電機株式会社入社
2009年 4月 同社関越支社長
2013年 4月 同社中国支社長
2016年 4月 同社中部支社長
2018年 4月 当社入社
2018年 6月 当社取締役執行役員関西支社長
2020年 4月 当社取締役執行役員事業統括室長
2021年 6月 当社常務取締役執行役員事業統括室長並びに事業部及びソリューション技術本部担当
2022年 4月 当社常務取締役事業統括室長並びに事業部及びソリューション技術本部担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

井口明夫氏は、エレクトロニクス業界における長年の営業経験や豊富な知見を有しております。その知見と手腕をもって事業統括部門を担当し、組織営業力の強化に寄与しており、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

な が し ま よ し ろ う
永 島 義 郎 (1952年4月7日生)

所有する当社の株式数…… 1,843株
在任年数…… 6年
取締役会出席状況…… 11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社
2002年 5月 同行虎ノ門支社長
2004年 6月 東京ダイヤモンド再生・債権回収株式会社（現エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社）代表取締役社長
2005年10月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社代表取締役副社長
2009年 6月 日本カーバイド工業株式会社常勤監査役
2016年 6月 当社社外取締役
(現在に至る)
2018年 6月 全国保証株式会社社外取締役
(現在に至る)

重要な兼職の状況

全国保証株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

永島義郎氏は、会社経営者としての経験に加え、上場企業の監査役並びに社外取締役の経験を有していることから、当社の取締役会において適切な助言をいただいております。引き続き社外取締役として、事業戦略や財務戦略等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって6年です。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、当社と、全国保証株式会社との間に取引はございません。

候補者
番 号

5



再 任

社 外

独 立

指名報酬

い と う や よ い
伊 藤 弥 生 (1964年 3 月 1 日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 1年
取締役会出席状況 8/8回

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4 月	日本電信電話株式会社入社	2018年 4 月	同社IT戦略担当戦略部長
1988年 7 月	エヌ・ティ・ティ・データ通信株式会社（現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）入社	2019年 5 月	ユニゾホールディングス株式会社入社常務執行役員
2008年 4 月	同社公共システム事業本部ビジネス企画推進室長	2020年 11 月	SGシステム株式会社入社
2016年 4 月	日本マイクロソフト株式会社入社エンタープライズパートナー営業統括本部シニアビジネスデベロプメントマネージャー	2021年 4 月	同社執行役員経営企画担当（現在に至る）
2017年 2 月	ヤマトホールディングス株式会社入社デジタルイノベーション推進室推進部長	2021年 6 月	三井住建道路株式会社社外取締役（現在に至る）
		2021年 6 月	当社社外取締役（現在に至る）

重要な兼職の状況

SGシステム株式会社執行役員、三井住建道路株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由と期待される役割

伊藤弥生氏は、会社経営に関与した経験はありませんが、経営企画やICTに関する豊富な経験と見識を有しており、社外取締役としてDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する当社の経営に適切な助言をいただいております。

引き続き社外取締役として、経営企画やDX等について適切な助言を期待し、選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、当社と、SGシステム株式会社及び三井住建道路株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

6



新任

社外

独立

指名報酬

い ま ど と も え
今 戸 智 恵

(1975年3月3日生)

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当

2003年4月	弁護士登録(第二東京弁護士会)	2019年1月	三浦法律事務所入所
2003年10月	森・濱田松本法律事務所入所		パートナー弁護士
2008年4月	外務省国際法局経済条約課 課長補佐	2019年6月	ワンビ株式会社社外監査役 (現在に至る)
2010年7月	奥野総合法律事務所入所		
2018年4月	株式会社アイ・アールジャパン入社 (現在に至る)	2020年6月	全国保証株式会社社外取締役 (現在に至る)

重要な兼職の状況

三浦法律事務所パートナー弁護士、全国保証株式会社社外取締役

社外取締役候補者としての理由と期待される役割

今戸智恵氏は、会社経営に関する経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、上場企業の社外取締役の経験から当社の取締役会において適切な助言を得られるものと期待し、選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、当社と、三浦法律事務所及び全国保証株式会社との間に取引はございません。

候補者
番号

7



再任

も り ひ さ た か
森 寿 隆

(1960年6月15日生)

所有する当社の株式数……16,500株

在任年数……6年

取締役会出席状況……11/11回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	当社入社
2014年4月	当社執行役員中部支店長
2016年4月	当社執行役員関西支社副支社長
2016年6月	当社取締役経営戦略室長
2018年4月	当社取締役事業推進室長
2018年6月	当社取締役執行役員事業推進室長
2019年4月	当社取締役執行役員九州支店長
2022年4月	当社取締役九州支店長 (現在に至る)

取締役候補者としての理由

森 寿隆氏は、当社における長年の技術部門並びに事業部門の経験に加え、取締役として経営企画部門を担当するなど、バランス感覚に優れております。その幅広い知見と経験は、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

さいくさ ひろのり
三枝 裕典 (1961年8月14日生)

所有する当社の株式数……19,406株
在任年数……… 3年
取締役会出席状況……… 11/11回



再任

指名報酬

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2015年 4月 当社 F A 事業部北関東支店長
2016年 4月 当社執行役員総務人事室長
2018年 4月 当社執行役員管理統括室長
2019年 6月 当社取締役執行役員管理統括室長
2020年10月 当社取締役監査部門担当
2021年 6月 当社取締役管理部門担当
(現在に至る)

取締役候補者とした理由

三枝裕典氏は、当社における長年の事業部門経験に加え、管理部門の要職を歴任するなど、バランス感覚に優れ、当社の持続的な発展に必要な人材でありますので、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。(1株未満切捨表示)
3. 取締役候補者の永島義郎氏、伊藤弥生氏及び今戸智恵氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の永島義郎氏及び伊藤弥生氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、当社は同取引所に対して、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しており、両氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 社外取締役候補者の今戸智恵氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、同氏が選任された場合は独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役候補者の今戸智恵氏の戸籍上の氏名は、山崎智恵であります。
7. 指名・報酬諮問委員会の構成は、本総会後のもの(予定)であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(ご参考)

当社では、取締役の構成において、各分野での豊富な経験と知見を有する人材を選任し、取締役会等の機能向上を図っています。

各取締役候補者が有する主な専門的経験と知見は以下のとおりです。

候補者 番号	氏名 (年齢)	在任 年数 (年)	地位及び担当	候補者が有する主な専門的経験と知見							
				経営	営業	技術	財務・ 会計	法務	国際性	人事	DX
1	本 橋 伸 幸 (64)	7	取締役社長 (代表取締役)	●	●	●			●		
2	守 屋 太 (59)	2	常務取締役 (関西支社長並びに 支店担当)	●	●	●			●		
3	井 口 明 夫 (64)	4	常務取締役 (事業統括室長並びに 事業部及びソリューション 技術本部担当)	●	●	●					
4	永 島 義 郎 (70)	6	取締役 (社外)	●	●		●				
5	伊 藤 弥 生 (58)	1	取締役 (社外)		●	●				●	●
6	今 戸 智 恵 (47)	-						●	●		
7	森 寿 隆 (61)	6	取締役 (九州支店長)	●	●	●					●
8	三 枝 裕 典 (60)	3	取締役 (管理部門担当)	●	●		●	●			

(注)各取締役候補者が有する専門的経験と知見のうち、とりわけ強みのあるもの、当社事業と関連性が強いものを(最大4個)記載しております。

以 上

招
集
通
知

株
主
総
会
参
考
書
類

事
業
報
告

連
結
計
算
書
類

計
算
書
類

監
查
報
告

提供書面

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度における当社グループを取り巻く事業環境は、欧米や中国の経済が回復局面に入っており、企業収益や設備投資は持ち直しに転じ、緩やかではありますが雇用・所得環境も回復の兆しが見え始めていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、流行の波が繰り返す事態により、いまだ終息の目途は立たず、半導体や各種部材不足、素材の高騰等が長期化しており、国内経済の回復は鈍化し、ロシア・ウクライナ情勢等、さらに先行き不透明な状況となっております。

このような状況下、当社グループは、当事業年度より新5か年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』をスタートさせ、SDGsへの取り組みを通じて、社会課題の解決に貢献し持続的な成長を実現する「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指します。技術力・企画力を高め、グループ内外との連携強化を図り、オリジナルソリューションの提供を通し、高付加価値ビジネスを追求するとともに、社会の変化に即応し、持続的に成長できる企業となるべく取り組んでおります。

これらの取り組みにより、半導体・デバイス業界が好調という背景もあり、情通・デバイス事業の半導体・デバイス分野が好調に推移し売上・利益に貢献しました。

また、FAシステム事業においては、産業システム分野の飲料メーカー向け高付加価値ビジネスや、FA分野の中国経済や半導体関連装置・設備の回復により復調しましたが、半導体不足による商品供給停止や納期長期化の影響により大幅伸長とはなりませんでした。併せて、情報通信分野や空調・冷熱機器分野など広範囲にわたり半導体不足等による納期長期化の影響で苦戦を強いられました。

その結果、当事業年度における売上高につきましては、100,834百万円（前年度比増減額7,395百万円減）となり、経常利益につきましては、3,055百万円（前年度比8.4%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前年度は投資有価証券売却益739百万円があったことから1,922百万円（前年度比17.1%減）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の売上高は7,724百万円減少しております。



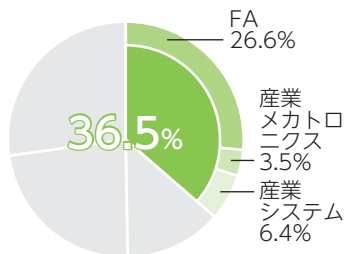
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、売上高の前事業年度との比較は増減額で記載しております。

事業区分別の営業状況は次のとおりであります。

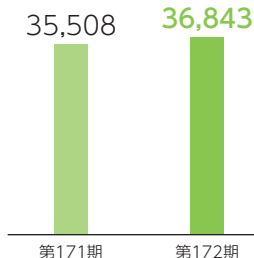
FAシステム

売上高36,843百万円（前年度比増減額1,334百万円増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



FA分野は、中国経済や半導体関連装置・設備の回復により、コントローラーや駆動制御機器は順調に推移しましたが、半導体不足による納期長期化の影響が広範囲にわたり前年度比伸長は鈍いものとなりました。

産業メカトロニクス分野は、レーザー加工機は前年度並みの推移となりましたが、自動化案件の取り組みで一般工作機械等では成果があり堅調に推移しました。

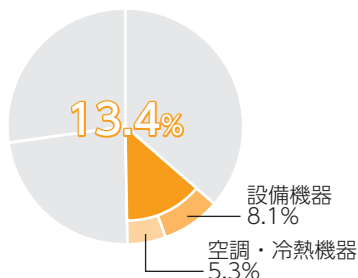
産業システム分野は、飲料メーカー向け制御システムの大口案件等があった一方、前年度の電気設備の大口案件が剥落し前年度並みとなりました。

その結果、当該事業としては1,334百万円の増収となり、経常利益は394百万円の増益となりました。

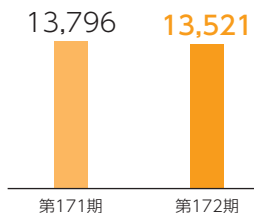
ビル設備

売上高13,521百万円（前年度比増減額275百万円減）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



設備機器分野は、情報・通信事業者向け受変電設備は堅調に推移しましたが、昇降機分野は案件が少なく低調に推移しました。

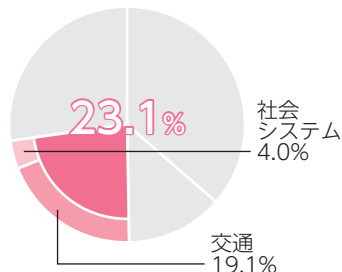
空調・冷熱機器分野は、半導体不足による商品供給停止の影響により苦戦しました。特に、空調機器は、オフィス・飲食業・医療施設等向け需要が厳しく低調な推移となりました。

その結果、当該事業としては275百万円の減収となり、経常利益は53百万円の減益となりました。

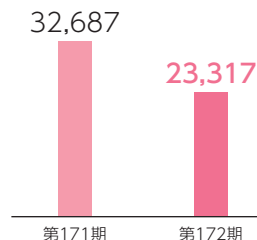
インフラ

売上高23,317百万円（前年度比増減額9,370百万円減）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)



交通分野は、鉄道事業者向け列車無線や情報処理装置は大口案件の影響により増加しました。一方、受変電設備は大口案件の剥落により減少し、設備投資抑制により車両用機器が低調に推移したことから減少しました。

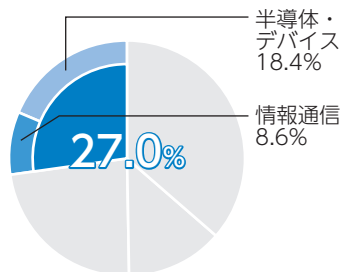
社会システム分野は、官公庁ビジネス案件が減少し低調に推移しました。

その結果、収益認識会計基準の適用による6,756百万円の売上減の影響もあり、当該事業としては9,370百万円の減収となり、経常利益は233百万円の減益となりました。

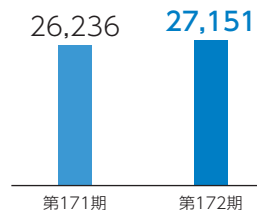
情通・デバイス

売上高27,151百万円（前年度比増減額914百万円増）

売上高構成比



売上高 (単位：百万円)

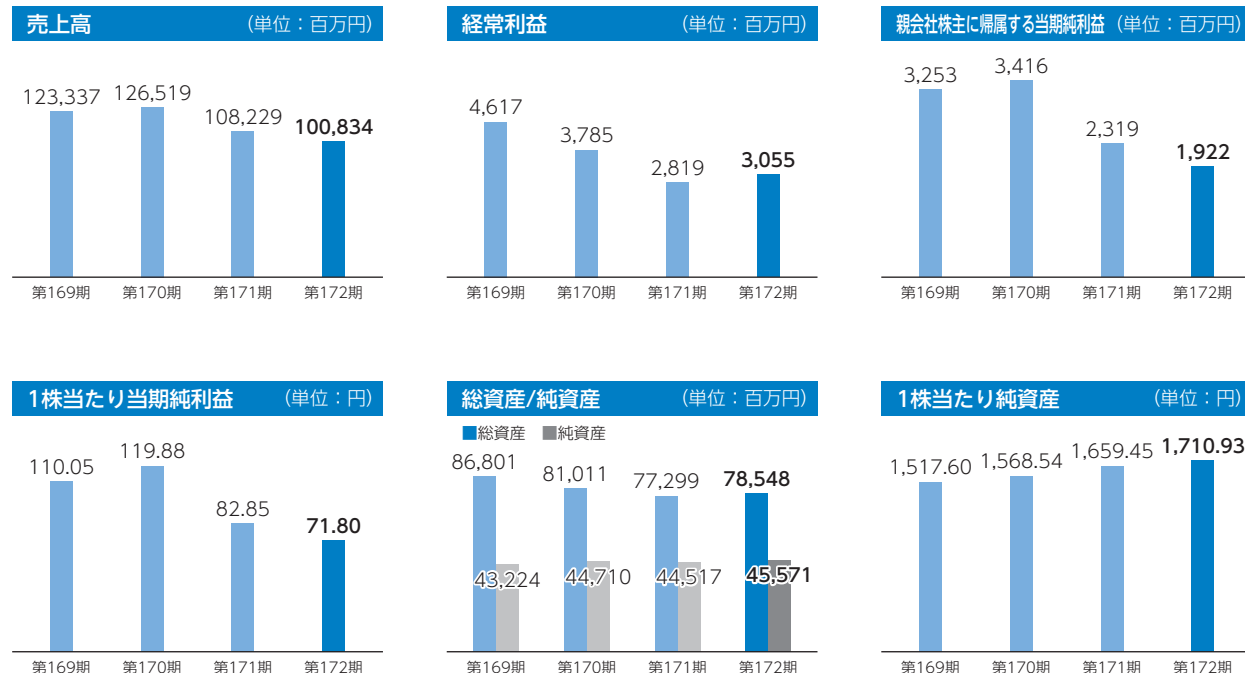


情報通信分野は、画像・映像機器が半導体不足による商品供給停止、納期長期化の影響で苦戦し、電子医療装置も案件が減少し減収となりました。

半導体・デバイス分野は、ハードディスクドライブ用ICは、需要増加及び部材逼迫による先行発注に後押しされ順調に推移しました。また、産業用パワーデバイスは産業機器関連顧客からの受注が引き続き好調に推移し、電子デバイス品もOA機器顧客や自動車関連顧客向けで順調に推移しました。

その結果、当該事業としては914百万円の増収となり、経常利益は102百万円の増益となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



		第169期 (2018年度)	第170期 (2019年度)	第171期 (2020年度)	第172期 (2021年度)
売上高	(百万円)	123,337	126,519	108,229	100,834
経常利益	(百万円)	4,617	3,785	2,819	3,055
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	3,253	3,416	2,319	1,922
1株当たり当期純利益	(円)	110.05	119.88	82.85	71.80
総資産	(百万円)	86,801	81,011	77,299	78,548
純資産	(百万円)	43,224	44,710	44,517	45,571
1株当たり純資産	(円)	1,517.60	1,568.54	1,659.45	1,710.93

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第172期の期首から適用しており、第172期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社及び企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社カナデンエンジニアリング	30百万円	100%	通信機器、電子応用機器、空調機器、低温機器、電気設備、照明器具の販売並びに設計、工事及び保守
テクノクリエイト株式会社	20百万円	100%	コンピューターソフトウェアの設計開発
株式会社カナデンテレシス	20百万円	100%	移動体通信機器の販売及び保守
株式会社カナデンブレイン	100百万円	100%	コンピューターの販売、ソフトウェアの開発及びサービス
科拿電（香港）有限公司	350万香港ドル	100%	半導体・デバイス等の販売
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	100万シンガポールドル	100%	半導体・デバイス等の販売
科拿電国際貿易（上海）有限公司	260万米ドル	100%	半導体・デバイス、F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	400万タイバツ	49%	F A 機器、産業メカトロニクス機器及び空調・冷熱機器の販売
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	100万米ドル	100%	F A 機器及び産業メカトロニクス機器の販売
KANADEN TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	1億タイバツ	99.9%	F A 機器、空調・冷熱機器、半導体・デバイス等の販売、タイにおける当社グループ内仕入・商材開拓統括機能

② その他の重要な企業結合の状況

当社は三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,204千株（自己株式を控除した持株比率27.05%）を保有しております。

なお、当社と同社との当事業年度中の取引は、当社単体の売上高の2.64%、仕入高の55.89%の割合を占めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、デジタル社会の進展や労働人口の減少、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きく変化しており、気候変動対策も喫緊の課題となっております。

そのような状況下、カナデングループ理念の実践を基本方針とする5カ年中期経営計画『Electronics Solutions・Company 2025 (ES・C2025)』（2021年度～2025年度）では、持続的な成長に向けた収益構造の強化を図り、お客様へ価値を提供し、社会課題の解決に貢献できる「エレクトロニクスソリューションズ・カンパニー」となることを目指す5年間としております。

また、社会環境の変化と当社グループにおけるリスクと機会を考察し、持続的な成長を実現するため以下の項目に注力し取り組んでおります。

① デジタル社会の進展

デジタル社会の進展は、単にモノ売りという商社機能における付加価値低下や、技術革新による既存商材・サービスの競争力が低下するリスクがありますが、デジタルマーケティングやインサイドセールス機能を整備することで、商談機会と提案領域を拡大させ、更なる営業力の強化と新たな事業の創出を図る機会でもあり、同時に既存ビジネスを深化・進化させることが重要と考えております。また、グループ内・パートナー企業との連携強化を図り、お客様の企業価値向上に貢献するオリジナルソリューションを提供することで差別化を図り、競争力を強化してまいります。

② 気候変動及び労働人口の減少

気候変動等の環境問題は、エネルギー・資源の枯渇問題や温室効果ガス排出への国際的な規制強化や、大規模災害による事業活動の停滞を招くリスクがあります。また、労働人口の減少は、消費及び生産の減少による市場規模縮小や、優秀な人材確保の競争激化による雇用継続のリスクがあります。これらの社会的課題の解決に向け、持続的な社会の発展に寄与するため、環境・エネルギー分野やロボット・自動化分野をはじめ、今後も成長が見込まれる5G・IoT・AI対応分野への積極的な取り組みを図るとともに、オフィスの省エネや事業活動におけるCO₂排出量の低減に努め、循環型社会の形成に貢献してまいります。また併せて、働き方改革、女性活躍の推進に向けた社内施策を通じ、魅力的な職場環境づくりを実践し、優秀な人材の確保につなげてまいります。

③ パンデミック

パンデミックは、まさに新型コロナウイルス感染症の感染拡大により具現化されましたが、人々の価値観や働き方に大きな変化をもたらし、事業活動に多大な影響を与えるとともに、サプライチェーンに大きな混乱を招くリスクがあります。テレワークの導入等、デジタル化を推進することにより事業活動の停滞を回避し、柔軟かつスピード感のあるビジネスモデルへの変革を図ってまいります。

④ ガバナンス強化

法令違反や社会規範を逸脱した企業活動による信頼の低下や企業価値の毀損はもとより、製品・サービスの複雑化・高度化、生産拠点・サプライヤーの多様化等による、製品・サービスの品質低下や欠陥等の発生に起因した信頼の低下や損害賠償請求のリスクがあります。外部規律や社会的要請に対応するコーポレート・ガバナンス体制を構築し、より健全で透明性の高い経営を実践するとともに、役職員全員が高い倫理観を持ち、健全で誠実な事業活動を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの事業は、F A、産業メカトロニクス、産業システム、設備機器、空調・冷熱機器、交通、社会システム、情報通信、半導体・デバイスなど幅広い分野にわたっております。

また、当社グループはエレクトロニクスソリューションズ・カンパニーとして、工場自動化に向けたシステム・ソリューションビジネスを積極的に展開するとともに、スマート社会実現のため、安全・安心をキーワードに省エネ、再生可能エネルギー、環境関連製品を豊富に取り扱っております。

なお、各事業区分別における主要な事業内容は表のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
F Aシステム事業	F Aシステム事業は、製造ラインの品質・生産性向上に貢献するコントローラーシステムや自動化システムをはじめとするF A機器、微細加工に対応するレーザー加工機、放電加工機等のメカトロニクス商品を販売しております。
ビル設備事業	ビル設備事業は、無停電電源装置、昇降機等のほか、省エネ化を踏まえた空調機器、住宅設備機器、低温機器並びにエネルギーマネジメントシステム等を販売しております。
インフラ事業	インフラ事業は、交通事業者向けに変電電力設備、LED機器、情報通信機器、車両用電機品等を販売するほか、社会基盤整備に貢献する交通安全システム、航空管制システム、太陽光発電設備、地域防災システム等を販売しております。
情通・デバイス事業	情通・デバイス事業は、情報通信機器、自動車、産業機器に不可欠なマイコンを中心とする半導体、電子デバイス部品等のほか、様々なニーズや課題に応じた映像ソリューションシステムやセキュリティシステム等を販売しております。

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
関西支社	大阪府大阪市
中部支店	愛知県名古屋市
九州支店	福岡県北九州市
東北支店	宮城県仙台市
神奈川支店	神奈川県横浜市
北関東支店	埼玉県さいたま市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カナデンエンジニアリング	東京都中央区
テクノクリエイト株式会社	大阪府大阪市
株式会社カナデンテレス	大阪府大阪市
株式会社カナデンブレイン	東京都中央区
科拿電（香港）有限公司	香港
KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール共和国
科拿電国際貿易（上海）有限公司	中華人民共和国上海市
KANADEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市
KANADEN VIETNAM CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国ハノイ市
KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国バンコク市

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
F Aシステム事業	272名	9名減
ビル設備事業	87名	1名減
インフラ事業	67名	5名減
情通・デバイス事業	315名	1名減
全社（共通）	135名	9名増
合 計	876名	7名減

(注) 使用人数には、企業集団以外からの出向者を含み、企業集団以外への出向者及び退職者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
599名	6名増	42.5歳	17.7年

(注) 使用人数には、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び退職者は含んでおりません。

2 会社の状況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	28,600,000株
③ 株主数	18,658名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
三菱電機株式会社	7,204千株	27.05%
カナデン取引先持株会	2,957千株	11.10%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,756千株	6.59%
カナデン従業員持株会	1,001千株	3.76%
株式会社三菱UFJ銀行	751千株	2.82%
三菱倉庫株式会社	656千株	2.46%
明治安田生命保険相互会社	600千株	2.26%
東京海上日動火災保険株式会社	455千株	1.71%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	407千株	1.53%
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED - HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISION CLIENT A/C 8028-394841	396千株	1.49%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,964,405株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式 (1,964,405株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	38,022株	6名

⑥ その他株式に関する重要な事項

i. 譲渡制限付株式報酬の無償取得

当社は、2018年6月20日開催の第168回定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度では、中期経営計画に定める経営目標数値が達成されなかった場合等、一定の事由が生じた場合には、役員に付与された当社株式を当社が無償で取得することとしておりました。

前中期経営計画（2018年度～2020年度）では、経営目標数値が達成されなかったことから、2018年度から2020年度までの3事業年度において取締役（社外取締役を除く。）に付与された当社株式72千株を2021年6月25日付にて無償取得しております。

なお、譲渡制限付株式報酬制度は、2021年6月24日開催の第171回定時株主総会決議により報酬限度額を50百万円と据え置いたまま、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」と「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」が併存する形に変更しております。

ii. 自己株式の取得

2022年3月2日開催の取締役会決議に基づき、資本効率の向上を図るとともに株主の皆様への利益還元の実現を図るため、2022年3月3日に156千株の自己株式を市場から取得しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職
取締役社長 (代表取締役)	もとほしのがゆき 本 橋 伸 幸	
常務取締役	もりやふとし 守 屋 太	執行役員 関西支社長並びに支店担当 テクノクリエイト株式会社 取締役 株式会社カナデンテレシス 代表取締役
常務取締役	いぐちあきお 井 口 明 夫	執行役員 事業統括室長並びに 事業部及びソリューション技術本部担当
取締役	じんたけし 神 毅	当社顧問弁護士 株式会社トリケミカル研究所 社外取締役
取締役	ながしまよしろう 永 島 義 郎	全国保証株式会社 社外取締役
取締役	いとうやよし 伊 藤 弥 生	S Gシステム株式会社・執行役員 三井住建道路株式会社・社外取締役
取締役	もりひさたか 森 寿 隆	執行役員 九州支店長
取締役	さいとうしんすけ 齋 藤 真 輔	執行役員 交通事業部長
取締役	さいぐさひろのり 三 枝 裕 典	管理部門担当
監査役 (常勤)	さかい はるしげ 境 晴 繁	株式会社寺岡製作所 社外監査役
監査役	やまむらこうぞう 山 村 耕 三	三菱電機株式会社 営業本部 事業企画部 代理店グループマネージャー
監査役	のみやまゆたか 野見山 豊	株式会社寺岡製作所 監査役
監査役	いっぽうしのぶたけ 一法師 のぶ 武	

- (注) 1. 取締役神 毅氏、取締役永島義郎氏及び取締役伊藤弥生氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山村耕三氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・ 監査役野見山 豊氏は、株式会社寺岡製作所の監査役であり、同社管理部門の要職を歴任するなど、経営に対し高い見識を有しております。
・ 監査役一法師 信武氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、三菱電機株式会社の関連会社で、同社は当社の株式7,204千株 (自己株式を控除した持株比率27.05%) を保有しております。
5. 当社と株式会社トリケミカル研究所、全国保証株式会社、S Gシステム株式会社、三井住建道路株式会社及び株式会社寺岡製作所との間には、特別な関係はありません。
6. 取締役神 毅氏は、当社と顧問弁護士契約を締結しておりますが、その報酬額は僅少であり、独立性を損なうものではありません。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役神 毅氏、取締役永島義郎氏、取締役伊藤弥生氏、監査役野見山 豊氏及び監査役一法師 信武氏の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
8. 2022年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
・ 常務取締役 守屋 太 関西支社長並びに支店担当
・ 常務取締役 井口明夫 事業統括室長並びに事業部及びソリューション技術本部担当
・ 取締役 森 寿隆 九州支店長
・ 取締役 齋藤真輔 交通事業部長

② 取締役及び監査役の報酬等

ⅰ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益とも連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位、業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成しておりますが、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、役位に応じた月例の固定報酬とし、外部専門機関の客観的な報酬調査データ（業種・業態、売上高、時価総額、従業員数等）及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬等は、事業年度の連結経常利益の一定割合を原資とし、賞与として毎年一定期日に支給するものとしております。

個人別の報酬額は、業績貢献度及び役位を基に決定しております。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬としております。

<譲渡制限付株式報酬の内容>

(ⅰ) 概要

社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という）に付与する譲渡制限付株式について、(ア)「対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて」譲渡制限を解除するもの（以下、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」という）と、(イ)「対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として」譲渡制限を解除するもの（以下、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」という）とが併存する形としております。

(ii) 対象取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限額及び上限数

対象取締役に譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総額は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、これらの合計は年額50百万円以内としております。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年60千株以内とし、これらの合計は年100千株以内としております。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式の付与に際しては、当社の取締役の報酬等として普通株式の発行又は自己株式の処分が行われ、金銭の払込み等は要せず、対象取締役の報酬額は、1株につき取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として算出することとしております。

(iii) 対象取締役に対して付与する業績連動型譲渡制限付株式の概要

業績連動型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約1」という）を締結するものとしております。

(ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約1により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式1」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております（以下、「譲渡制限1」という）。

譲渡制限期間は、中期経営計画の対象期間に合わせて、1年間から5年間までのうち、取締役会が定める期間としております。

(イ) 対象となる中期経営計画ごとに当社の取締役会においてあらかじめ設定した経営目標数値の達成度に応じて、本割当株式1の全部又は一部について譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限1を解除し、その後、対象取締役は、譲渡制限1を解除された本割当株式1を自由に譲渡等できることとしております。

(ウ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

他方、当社の取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役の地位を喪失したときは、譲渡制限期間が満了した時点で本割当株式1の全部又は一部の譲渡制限1を解除することとしております。

(エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（イ）及び（ウ）の定めに基づき譲渡制限1が解除されていない本割当株式1を当然に無償で取得することとしております。

(オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式1の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限1を解除することとしております。

- (カ) 上記（オ）に規定する場合においては、当社は、上記（オ）の定めに基づき譲渡制限 1 が解除された直後の時点においてなお譲渡制限 1 が解除されていない本割当株式 1 を当然に無償で取得することとしております。
- (キ) 上記（ア）から（カ）のほか、本割当契約 1 における意思表示・通知の方法、本割当契約 1 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約 1 の中で定めることとしております。
- (iv) 対象取締役に対して付与する勤務条件型譲渡制限付株式の概要
- 勤務条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約 2」という）を締結するものとしております。
- (ア) 対象取締役は、譲渡制限期間において、本割当契約 2 により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式 2」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないと定めております（以下、「譲渡制限 2」という）。
- (イ) 対象取締役が譲渡制限期間の満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由があるときを除き、当社は、本割当株式 2 を当然に無償で取得するものとしております。
- (ウ) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式 2 の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限 2 を解除するものとしております。ただし、対象取締役が、上記（イ）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（イ）に定めるいずれの地位も喪失したときは、譲渡制限 2 を解除する本割当株式 2 の数及び譲渡制限 2 を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。
- (エ) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（ウ）の定めに基づき譲渡制限 2 が解除されていない本割当株式 2 を当然に無償で取得するものとしております。
- (オ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会で承認された場合には、当社の取締役会決議により、当該組織再編等が承認された日において対象取締役が保有する本割当株式 2 の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限 2 を解除するものとしております。
- (カ) 上記（オ）に規定する場合においては、当社は、上記（オ）の定めに基づき譲渡制限 2 が解除された直後の時点においてなお譲渡制限 2 が解除されていない本割当株式 2 を当然に無償で取得するものとしております。
- (キ) 上記（ア）から（カ）のほか、本割当契約 2 における意思表示・通知の方法、本割当契約 2 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約 2 の中で定めるものとしております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

役位	基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
			業績連動型	勤務条件型
取締役社長	42.3%	43.5%	7.1%	7.1%
役付取締役	43.7%	42.7%	6.8%	6.8%
取締役	44.9%	41.9%	6.6%	6.6%

(注) 1. 報酬には使用人兼務分を含めております。また、社外取締役は含めておりません。

2. 上記割合は中期経営計画ES・C2025の経営目標数値を100%達成した場合の割合を示しており、業績の結果によって報酬の割合は変動します。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社では、社内規程に基づき各取締役の基本報酬の額、各取締役の業績貢献度、役位に応じた賞与の配分及び株式報酬の割当てを算定し、その内容について指名・報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	基本報酬 (百万円)	業績連動賞与 (百万円)	譲渡制限付株式報酬 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
				業績連動型	勤務条件型	
取締役 (うち社外取締役)	229百万円 (19百万円)	131百万円 (19百万円)	67百万円 (—)	15百万円 (—)	15百万円 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (8百万円)	20百万円 (8百万円)	—	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	249百万円 (28百万円)	152百万円 (28百万円)	67百万円 (—)	15百万円 (—)	15百万円 (—)	13 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給と及び賞与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬に係る指標は「ロ. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであり、当事業年度の経常利益をはじめとする業績指標（35頁から38頁に記載の計算書類をご参照ください。）、担当部門ごとに設定した目標達成度及び役位ごとに設定した係数を乗じて算定しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての条件等は「ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、25頁の「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給と及び賞与は含まない。）と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は1名）です。
また、この報酬限度額とは別に2018年6月20日開催の第168回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 2021年6月24日開催の第171回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬のうち、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内、「勤務条件型譲渡制限付株式報酬」については年額30百万円以内とし、合計は年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬諮問委員会が決定方針等との整合性を含む多角的な検討のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申を尊重し決定しております。このことから、取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容は基本方針及び決定方針に沿うものであると判断しております。
7. 監査役の報酬限度額は、2012年6月28日開催の第162回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者です。

④ 社外役員に関する事項

i. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

27頁の「(2)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

ii. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	神 毅	当事業年度に11回開催された取締役会のうち10回に出席しました。主に企業法務に精通した弁護士の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にコンプライアンス・ガバナンス等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問過程における監督機能を担っております。
取締役	永 島 義 郎	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席しました。主に会社経営者の見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に事業戦略や財務戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問過程における監督機能を担っております。
取締役	伊 藤 弥 生	取締役就任以降当事業年度に8回開催された取締役会の全てに出席しました。主に経営企画やICTに関する豊富な知見から、取締役会では積極的に意見を述べており、特にDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の諮問過程における監督機能を担っております。
監査役	山 村 耕 三	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また6回開催された監査役会の全てに出席しました。電機業界における豊富な営業経験等の見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	野見山 豊	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また6回開催された監査役会の全てに出席しました。会社経営に対する高い見識から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部監査について適宜、適切な発言を行っております。
監査役	一法師 信 武	当事業年度に11回開催された取締役会の全てに出席し、また6回開催された監査役会の全てに出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務会計並びに内部監査について適宜、適切な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
 3. 当社の重要な子会社のうち、科拿電（香港）有限公司、KANADEN CORPORATION SINGAPORE PTE. LTD.、科拿電国際貿易（上海）有限公司、KANADEN(THAILAND)CO.,LTD.、KANADEN VIETNAM CO., LTD.、KANADEN TRADING (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

なお、取締役が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、配当性向を35%と定め、当該事業年度の収益状況に応じた適正な利益還元に努めております。

この方針に基づき、当該事業年度の期末配当金につきましては、普通配当金を1株当たり10円とさせていただきます。既に中間配当金として1株当たり16円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株当たり26円となります。

なお、今後の剰余金の配当に関する基本方針は、堅実性と成長性を併せ持った「健全経営」を確実に推し進めていくため、将来の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと認識し、連結配当性向35%を基準指標に、安定した配当の維持継続に努めてまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[63,695]
現金及び預金	13,069
受取手形	1,664
電子記録債権	5,999
売掛金	26,240
契約資産	11
有価証券	6,300
商品及び製品	7,790
原材料及び貯蔵品	2
未収入金	1,508
その他	1,109
貸倒引当金	△1
固定資産	[14,852]
有形固定資産	[8,735]
建物及び構築物	3,834
機械装置及び運搬具	14
工具、器具及び備品	387
土地	4,416
リース資産	80
建設仮勘定	1
無形固定資産	[772]
投資その他の資産	[5,344]
投資有価証券	4,595
繰延税金資産	390
その他	364
貸倒引当金	△5
資産合計	78,548

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[31,806]
支払手形及び買掛金	22,036
電子記録債務	4,169
未払法人税等	558
前受金	2,059
賞与引当金	915
役員賞与引当金	80
その他	1,986
固定負債	[1,170]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付に係る負債	869
資産除去債務	39
リース債務	87
その他	7
負債合計	32,976
(純資産の部)	
株主資本	[43,499]
資本金	5,576
資本剰余金	5,343
利益剰余金	34,927
自己株式	△2,346
その他の包括利益累計額	[2,071]
その他有価証券評価差額金	1,025
土地再評価差額金	378
為替換算調整勘定	117
退職給付に係る調整累計額	549
純資産合計	45,571
負債・純資産合計	78,548

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		100,834
売上原価		86,203
売上総利益		14,630
販売費及び一般管理費		11,783
営業利益		2,846
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	71	
仕入割引	20	
為替差益	125	
その他	50	280
営業外費用		
支払利息	12	
売上割引	39	
その他	19	71
経常利益		3,055
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
関係会社株式評価損	59	
固定資産除却損	8	
減損損失	5	
固定資産売却損	0	
ゴルフ会員権売却損	1	
投資有価証券評価損	0	76
税金等調整前当期純利益		2,984
法人税、住民税及び事業税	1,087	
法人税等調整額	△25	1,061
当期純利益		1,922
親会社株主に帰属する当期純利益		1,922

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	[56,379]
現金及び預金	8,408
受取手形	1,597
電子記録債権	5,934
売掛金	25,426
契約資産	0
有価証券	6,300
商品及び製品	6,586
原材料及び貯蔵品	1
前渡金	622
前払費用	208
未収入金	1,221
関係会社短期貸付金	50
その他	22
貸倒引当金	△1
固定資産	[15,351]
有形固定資産	[8,362]
建物	3,641
機械及び装置	13
工具、器具及び備品	367
土地	4,331
リース資産	8
無形固定資産	[669]
ソフトウェア	144
ソフトウェア仮勘定	496
その他	28
投資その他の資産	[6,318]
投資有価証券	4,535
関係会社株式	1,021
関係会社長期貸付金	148
長期前払費用	7
繰延税金資産	481
その他	129
貸倒引当金	△5
資産合計	71,731

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	[29,531]
支払手形	78
電子記録債務	4,150
買掛金	20,713
リース債務	2
未払金	636
未払法人税等	511
前受金	1,765
預り金	32
賞与引当金	746
役員賞与引当金	67
受入保証金	629
その他	197
固定負債	[1,555]
再評価に係る繰延税金負債	167
退職給付引当金	1,365
資産除去債務	14
リース債務	7
負債合計	31,087
(純資産の部)	
株主資本	[39,238]
資本金	[5,576]
資本剰余金	[5,359]
資本準備金	5,359
その他の資本剰余金	—
利益剰余金	[30,650]
利益準備金	588
その他利益剰余金	30,061
別途積立金	16,740
繰越利益剰余金	13,321
自己株式	[△2,346]
評価・換算差額等	[1,404]
その他有価証券評価差額金	1,025
土地再評価差額金	378
純資産合計	40,643
負債・純資産合計	71,731

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		93,660
売上原価		82,272
売上総利益		11,387
販売費及び一般管理費		8,859
営業利益		2,528
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	139	
仕入割引	20	
不動産賃貸料	64	
為替差益	103	
その他	26	363
営業外費用		
支払利息	7	
売上割引	39	
その他	11	58
経常利益		2,833
特別利益		
投資有価証券売却益	4	4
特別損失		
関係会社株式評価損	59	
固定資産除却損	8	
減損損失	5	
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	0	74
税引前当期純利益		2,763
法人税、住民税及び事業税	953	
法人税等調整額	△20	933
当期純利益		1,830

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社カナデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カナデンの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カナデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して、以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社カナデン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丸地 肖幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 卓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カナデンの2021年4月1日から2022年3月31日までの第172期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第172期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制について、取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社カナデン 監査役会

常勤監査役	境	晴	繁
社外監査役	山	村	耕
社外監査役	野見山		豊
社外監査役	一法師	信	武

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

晴海アイランド トリトンスクエア
 オフィスタワーZ棟 15階
 株式会社カナデン 本社会議室

東京都中央区晴海一丁目8番12号 / TEL 03-6747-8800

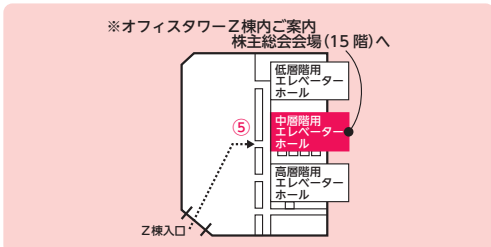
交通

都営地下鉄大江戸線
 「勝どき」駅

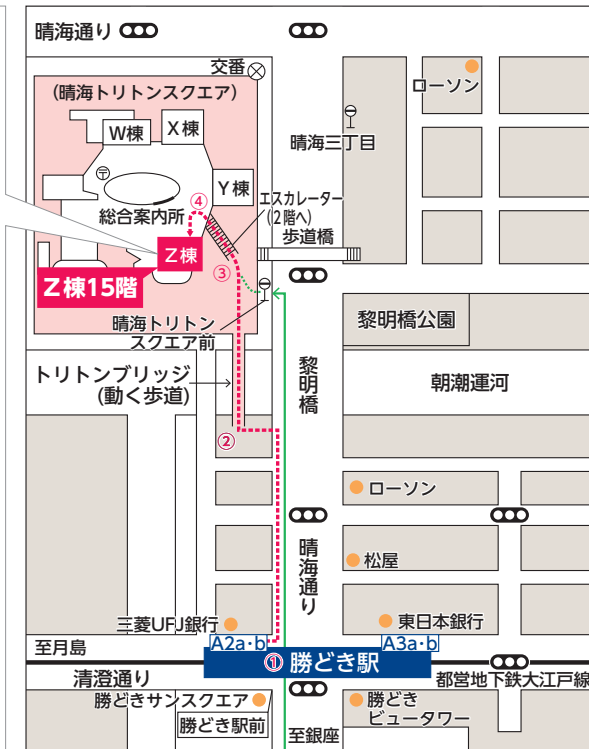
A2a・b出口
 (月島駅側)

より徒歩7分

●徒歩ルート



- ① 都営地下鉄大江戸線「勝どき」駅 A2a・b出口から出たすぐの交差点を渡らず、左折します(宝くじ売り場が目印です)。
- ② 100mほど直進すると、左手に「トリトンブリッジ」が見えますので、動く歩道を渡って直進してください。
- ③ 「トリトンブリッジ」を抜け、左手正面にあるエスカレーターを上り「晴海トリトンスクエア」に入ります。
- ④ エントランスの中央まで直進すると、左手側に「オフィスタワーZ棟」の入り口が見えます。
- ⑤ 「オフィスタワーZ棟」に入り、中層階用のエレベーターに乗り、「15F」までお越しください。



●バスでお越しの方 バスルート

	1	2	3	4
バス停最寄り駅	東京駅	有楽町駅	銀座駅	
バス乗車停留所	東京駅丸の内南口	有楽町駅前	銀座四丁目	数寄屋橋
都営バスの系統	都05-1または05-2	都05-1または05-2	都03、05-1または05-2	
行先	晴海埠頭行き または 東京ビッグサイト行き			
下車停留所	晴海トリトンスクエア前			



見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。

